

事故時の通報基準は

JCO臨界事故が起きるまでは、原子力防災の対象は原発の事故だけでした。想定外の核燃料加工会社での臨界事故を受けて、急遽作られた原子力災害対策特別措置法では、原発に加え核燃料サイクル施設や輸送中の事故も対象に加えられました。法では、通報基準と原子力緊急事態宣言の基準が定められています。原発等の敷地境界では、通報基準は通常値の約百倍に当たる五マイクロシーベルト毎時、緊急事態宣言基準は通常値の約一万倍に当たる五百マイクロシーベルト毎時。なんと高い値でしょう。

輸送事故の場合、通報基準は、火災、爆発その他の状態が発生した上で、通常時の輸送条件と定められている「容器から一メートル離れた地点において一〇〇マイクロシーベルト毎時」以上が検出された場合と定められています。もともと通常時も放射線が出ているから、単に事故で容器が壊れただけでは放射線を測る必要がないというのでしょうか。また、火災や爆発時に容器から一メートルのところかどうかやっつて測れというのでしょうか。

また、輸送事故の緊急事態宣言基準は、火災、爆発その他の状態が発生した上で、通報基準の百倍の放射線が検出された場合や、放射能の種類ごとに定められた一定量以上の漏洩がある場合、「漏洩の蓋然性が高い状態」とされています。

いずれも本気で事故に備えようとしているのか疑問となる基準です。